

令和3年9月1日

保護者 様

ルール
学校の新しい生活様式の改訂について
～緊急事態宣言適用期間～

習志野市立第七中学校
校長 池上 吐夢

日頃より、本校の教育活動に御理解・御協力いただきありがとうございます。

千葉県に発令された緊急事態宣言が令和3年9月12日まで延長されたことを受け、小学校、中学校及び高等学校等における「学校の新しい生活様式（ルール）」について見直しを図り、改訂いたしました。各御家庭においても、この趣旨を踏まえ、御協力いただきますようお願いいたします。

下記に訂版のポイントや重要事項についてお知らせいたします。なお、改訂版（全頁）については、習志野市ホームページにて御覧いただけます。

記

【改訂の趣旨】

新型コロナウイルス感染症については、デルタ株への置き換わりが進む中で、全国的に新規感染者数が急速に増加しており、これまでに経験したことのない感染拡大局面を迎えております。夏季休業期間中の部活動などの教育活動の場面や学習塾などで相次いでクラスターが確認されており、生徒等の感染者数についても増加が懸念されます。学校や家庭において危機感を共有し、感染症対策の徹底を図ることが重要です。

生徒の学びの保障や心身への影響等の観点を考慮し、時差登校や分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習等の可能性を積極的に検討し、学びの継続に取り組んでまいります。

【主な改訂点】

1、マスクの適切な着用等、基本的な感染症対策の徹底強化

マスクを一時的に外す場面は、運動時と飲食時とし、鼻や口を覆う正しい着用を心がけます。ただし、こまめな水分補給や暑さ指数（WBGT）に注意を払い、これまで同様に熱中症への対応は優先します。

2、健康観察の徹底と登校への慎重な判断

登校時及び部活動開始前には、健康観察を徹底します。なお、生徒に加えて同居の方が、新型コロナウイルス感染症に感染した、濃厚接触者に特定された、普段と体調が異なる、PCR検査を受ける等の場合においても、登校及び部活動参加はお控えください。

3、部活動と学校行事の一時停止

令和3年9月12日（日）までの間は、部活動と学校行事は、原則として実施しません。ただし、9月に開催される公式大会（県大会等の上位大会を控えるもの）に参加する部活動に限り、大会2週間前の平日に90分以内の練習を可能とします。